

入院に際してのお知らせ

1 任意入院のみなさまへ

- (1) あなたの入院中、あなたの処遇は、原則として開放的な観光での処遇（夜間を除いて病院の出入りが自由にできる処遇）となります。しかし、治療上必要な場合には、あなたの開放処遇を制限することがあります。
- (2) あなたの入院は任意入院でありますので、あなたの退院の申し出により、退院できます。ただし、精神保健指定医があなたを診察し、必要があると認めたときには、入院を継続していただくことがあります。その際には、入院継続の措置をとることについて、あなたに説明します。

2 入院中のみなさまへ

- (1) あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- (2) もしあなたに不明なこと、納得のいかないことがありましたら、遠慮なく病院の職員へ申し出てください。

それでもあなたに不明なこと、納得のいかないことがありましたら、あなた又はご家族などは、秋田県知事に対して、退院や病院における処遇の改善の指示を出すように請求することができます。このことについて詳しいことをおしりになりたいときは、病院の職員にお尋ねいただくか、次のところにお問合せください。

秋田県健康福祉部障害福祉課

018-860-1331

秋田県精神保健福祉センター（精神医療審査会事務局）

018-831-3946

- (3) 病院の治療方針に従って療養に専念してください。